

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和3年10月27日

【発行者名】 UBSファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ
（UBS Fund Management（Luxembourg）S.A.）

【代表者の役職氏名】 メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ヴァレリー・ベルナル
（Valérie Bernard）
メンバー・オブ・ザ・エグゼクティブ・ボード
ジェフリー・ラヘイ
（Geoffrey Lahaye）

【本店の所在の場所】 ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグL - 1855、
J.F.ケネディ通り33A番
（33A avenue J.F. Kennedy, L-1855 Luxembourg,
Grand Duchy of Luxembourg）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 三浦 健
弁護士 大西 信治

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
（UBS（Lux）Equity Fund）

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】
UBS（Lux）エクイティ・ファンド
エマージング・マーケット・ 5億アメリカ合衆国ドル
サステナブル・リーダーズ（米ドル）（約531億円）
クラスP受益証券
ヨーロッパ・オポチュニティ・ 8億ユーロ
サステナブル（ユーロ）（約1,033億円）
クラスP受益証券
グレーター・チャイナ（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券（約956億円）
スモール・キャップスUSA（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券（約956億円）
USサステナブル（米ドル） 9億アメリカ合衆国ドル
クラスP受益証券（約956億円）

【縦覧に供する場所】 該当事項なし

- (注1) UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット (米ドル) は2014年8月4日付で、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー (米ドル) は2014年8月29日付で、それぞれUBS (Lux) エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド (米ドル) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスト (ユーロ) は、2014年9月19日付でUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - スモール・アンド・ミッド・キャップス・ジャパン (日本円) は、2015年9月22日付でUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ジャパン (日本円) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - 台湾 (米ドル) は、2015年10月29日付でUBS (Lux) エクイティ・シキャブ - アジアン・スモラー・カンパニーズ (米ドル) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - フィナンシャル (ユーロ) は、2015年11月12日付でUBS (Lux) キー・セレクション・シキャブ - グローバル・エクイティーズ (米ドル) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - セントラル・ヨーロッパ (ユーロ) は、2016年12月6日付でUBS (Lux) エクイティ・シキャブ - ユーロ・カンTRIES・インカム (ユーロ) に吸収され解散した。
- UBS (Lux) エクイティ・ファンド - オーストラリア (豪ドル) は、2019年4月8日付で解散した。
- (注2) 2021年2月1日付で、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション (米ドル) はUBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ (米ドル) に、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ (ユーロ) はUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) に、また2021年10月27日付で、UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ (ユーロ) はUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ユーロ・カンTRIES・オポチュニティ・サステナブル (ユーロ) にそれぞれ名称を変更した。
- (注3) ユーロおよびアメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」という。)の円貨換算は、特に記載がない限り、2021年2月26日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1ユーロ=129.15円、1米ドル=106.25円)による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2021年5月31日に提出した有価証券届出書(2021年8月10日付および2021年8月31日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)(以下「原届出書」といいます。)について、2021年10月27日付で、投資方針、投資リスク、運用体制、投資制限、手数料等及び税金、手続等、利害関係人との取引制限等が変更され、ファンドの設立地における目論見書が変更されましたので、これらに関する記載を訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、下線の部分は訂正部分を示します。

2【訂正の内容】

表紙

<訂正前>

(前略)

(注1) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスト(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。

(中略)

(注2) 2021年2月1日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)に、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)にそれぞれ名称を変更した。

(後略)

<訂正後>

(前略)

(注1) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストック50アドバンスト(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)に吸収され解散した。

(中略)

(注2) 2021年2月1日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)に、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)に、また2021年10月27日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)にそれぞれ名称を変更した。

(後略)

第一部 証券情報

(2) 外国投資信託受益証券の形態等

<訂正前>

記名式無額面受益証券。2021年2月1日現在、ファンドは14のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

(中略)

(注1) 名称の一部に「P」を含むクラスの受益証券は、全ての投資家に提供される。

(注2) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスド(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)に吸収され解散した。

(中略)

(注4) 2021年2月1日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)に、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)にそれぞれ名称を変更した。以下同じ。

<訂正後>

記名式無額面受益証券。2021年10月27日現在、ファンドは15のサブ・ファンドを有するアンブレラ型である。

(中略)

(注1) 名称の一部に「P」を含むクラスの受益証券は、全ての投資家に提供される。

(注2) UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット(米ドル)は2014年8月4日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・インフラストラクチャー(米ドル)は2014年8月29日付で、それぞれUBS(Lux)エクイティ・シキャブ - エマージング・マーケット・ハイ・ディビデンド(米ドル)に吸収され解散した。UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・ストックス50アドバンスド(ユーロ)は、2014年9月19日付でUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)に吸収され解散した。

(中略)

(注4) 2021年2月1日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - アジア・コンサンプション(米ドル)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)に、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)に、また2021年10月27日付で、UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ(ユーロ)はUBS(Lux)エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)にそれぞれ名称を変更した。以下同じ。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

（1）ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

a. ファンドの形態

（中略）

サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。2021年2月1日現在のファンドは14のサブ・ファンドで構成されている。

（後略）

<訂正後>

a. ファンドの形態

（中略）

サブ・ファンドは、アンブレラ・ファンドであるファンドのサブ・ファンドである。2021年10月27日現在のファンドは15のサブ・ファンドで構成されている。

（後略）

2 投資方針

（1）投資方針

<訂正前>

（前略）

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、すべてのアクティブな投資戦略に適用される除外（エクスクルージョン）事項を概説したものであり、ひいてはアクティブ運用を行う投資信託の投資ユニバースを制限するものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

（中略）

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。

アクティブに運用されるUBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場に所在するか、または同市場で主に活動を行う企業の株式またはその他持分に投資する。

（中略）

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサスコア（1～10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル）を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサスコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESGコンセンサスコアの7から10（強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。）を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。サブ・ファンドは、ESGリスク

が高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ベンチマークの組入比率に関してポートフォリオ・リスクを管理するために当該企業に低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、新興国市場にあるまたは同地域で主に活動を行う企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会問題を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。

アクティブに運用されるUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドはヨーロッパ・スモールおよび/またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的(すなわち、本サブ・ファンドの純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託)に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付け資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

(中略)

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサススコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESGコンセンサススコアの7から10(強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。)を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。よって、サブ・ファンドは、環境的および社会的特性ならびにガバナンス特性を促進させる。

(中略)

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにする。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのグローバル志向のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、ヨーロッパの企業のアクティブに運用される株式ポートフォリオおよび環境および/または社会問題を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドを、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドに分類している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）は、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他のエクイティ株式に主に投資する。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるUBSグレーター・チャイナ・インデックスを用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識し、かつ、これを考慮するべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。このような理由から、このサブ・ファンドは、特にこれらのリスクを認識している投資家向けである。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、中国の企業に分散された株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドを、特別なESG特性を推進せず、サステナビリティまたはインパクトにおける具体的な目標を持っていないESG統合型ファンドに分類している。

アメリカ合衆国に所在する、または主にアメリカ合衆国で活発な活動を行っている小規模企業が発行する株式およびその他の株式関連証券に資産の最低70%を投資する。かかる小規模企業の株式時価総額は、代表的な小規模企業の指数における最大の株式時価総額を有する企業の株式時価総額を超えることはない。サブ・ファンドは、パフォーマンス測定、リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるRussell 2000 グロース（正味配当金再投資）を用いる。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン（利用可能な場合）が用いられる。ポートフォリオは、投資配分およびパフォーマンスの点においてベンチマークから乖離することがある。

しかし、サブ・ファンドの投資対象は、アメリカ合衆国の小規模企業を代表する指数に含まれる企業の株式やその他の株式関連証券に限られない。サブ・ファンドは、ファンドの約款および一般的な投資方針や投資制限に従い、その他の資産に投資する場合もある。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国の小規模企業の株式ポートフォリオに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド- USサステナブル(米ドル)は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

(中略)

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサスコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドの投資対象は、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを超える加重平均されたサステナビリティ・プロファイルを有する。算定には、米国預託証券(ADR)および海外株式預託証書(GDR)(場合に応じる。)を考慮するにもかかわらず、現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。これは、ESGに対するコミットメントを高め、環境、社会およびガバナンスの側面に関してサブ・ファンドのプラスの特性を促進する効果がある。サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。また、除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、兵器、賭博、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会問題を推進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

(中略)

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失(証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してサブ・ファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失(証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。)を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減(ヘッジ)または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針(4)投資制限 5. 有価証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法(担保の運用を含む。)が採用される。レポ

契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー(いずれの場合も、純資産価額に対する割合)は、以下のとおりである。

サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レボ契約/リバースレボ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル)	0%	15%	0%	100%	0% - 50%	100%
UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)	0% - 10%	50%	0%	100%	0% - 50%	100%

(後略)

<訂正後>

(前略)

サステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシー

投資運用会社のサステナビリティ・エクスクルージョン・ポリシーは、サブ・ファンドの投資ユニバースに適用される除外(エクスクルージョン)事項を定めたものである。

<https://www.ubs.com/global/en/asset-management/investment-capabilities/sustainability.html>

(中略)

各サブ・ファンド特定の投資方針

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条(1)に該当する。

アクティブに運用されるUBS(Lux)エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)は、リスク分散原則に従って、その資産の少なくとも3分の2を新興国市場に所在するか、または同市場で主に活動を行う企業の株式またはその他持分に投資する。

(中略)

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサスコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESGコンセンサスコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESGコンセンサスコアの7から10(強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。)を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定され、その結果は、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。よって、サブ・ファンドは、環境的、社会的特性およびガバナンス特性を促進させる。サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。ただし、ポートフォリ

オ・リスクを管理するために、当該企業にベンチマークの組入比率よりも低い組入比率が求められるような特段の理由がある場合を除く。除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、新興国市場にあるまたは同地域で主に活動を行う企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)

UBS アセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU) 2019/2088第8条(1)に該当する。

アクティブに運用されるUBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)は、その資産の大部分をヨーロッパにあるまたは同地域で主に活動を行う企業の株式およびその他の持分に投資する。当該投資の範囲で、本サブ・ファンドはヨーロッパ・スモールおよび/またはミッド・キャップスに直接的もしくは間接的(すなわち、本サブ・ファンドの純資産の10%を上限にオープン・エンド型投資信託)に投資を行うこともできる。投資制限の「5 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」に従い、サブ・ファンドはインデックス先物を利用して市場へのエクスポージャーを増減させることができる。

(中略)

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESG コンセンサススコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、加重平均されたUBS ESG コンセンサススコアを用いて測定される。サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るか、またはUBS ESG コンセンサススコアの7から10(強力なサステナビリティ・プロファイルを示す。)を有するサステナビリティ・プロファイルを維持する。算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定され、その結果は、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。よって、サブ・ファンドは、環境的、社会的特性およびガバナンス特性を促進させる。

(中略)

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESGプロファイルの監視、ならびにESGおよび投資リスク管理およびポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるMSCIヨーロッパ(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにする。ポートフォリオ・マネジャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、投資選択または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。サブ・ファンドは、そのヨーロッパ重視のために複数の通貨に投資を行うが、投資ポートフォリオのすべてまたはその一部は、通貨変動リスクを負う場合がある。

基準通貨は、ユーロである。

典型的な投資家の特性

サブ・ファンドは、ヨーロッパの企業のアクティブに運用される株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを望む投資家に適している。投資家は、株式に固有のリスクを負う覚悟を持つべきである。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)

本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条(1)に該当する。本サブ・ファンドは、中華人民共和国または台湾に拠点を置く企業ならびに中華人民共和国または台湾と密接な経済的関係のある東アジアに所在する企業の株式およびその他持分に主に投資する。

投資家は、本サブ・ファンドの投資リスクには上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される中国A株も含む可能性があることに留意するべきである。中国A株は、中国本土にある企業の人民元建てA株式である。当該株式は、上海証券取引所および深圳証券取引所等の中国証券取引所において取引される。

ポートフォリオ・マネージャーは、強力な環境および社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて企業を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用いる。かかるUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアデータに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性を向上させる。UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する企業のパフォーマンス等持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、企業の業務の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、(とりわけ、)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、雇用基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、職業安全衛生、製品安全性ならびに贈収賄および腐敗防止ガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドは、以下のESG特性を促進する。

- サブ・ファンドは、確かな是正措置を講じずに、国連グローバル・コンパクトの原則に違反する企業への直接的な投資を行わない。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークを下回る二酸化炭素排出原単位の絶対値および/または収益100万米ドルの当たり100トン以下の二酸化炭素排出量の絶対値を達成することを目標としている。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを有すること、および/または、ベンチマークにおける企業のうち最も優れた50%(UBS ESGコンセンサススコアの順で)の企業を上回るサステナビリティ・プロファイルを有する企業に、資産の最低51%を投資することを目標としている。

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を監視するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるUBSグレーター・チャイナ・インデックスを用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、そのベンチマークの特性により測定され、その結果は、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにする。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。

本サブ・ファンドは、先進国市場および新興国市場の双方に投資する可能性がある。かかる投資に伴うリスクについては、「リスクの注記」に記載する。上記に加え、投資家は、上海 - 香港ストック・コネクトまたは深圳 - 香港ストック・コネクトを通じて取引される投資に伴う上記のリスクを読み、認識

し、かつ、これを考慮すべきである。かかるリスクに関する情報は、下記「リスクの注記」に記載される。このような理由から、このサブ・ファンドは、特にこれらのリスクを認識している投資家向けである。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、中国の企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル)

本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条(1)に該当する。本サブ・ファンドは、アメリカ合衆国に所在する、または主にアメリカ合衆国で活発な活動を行っている小規模企業が発行する株式およびその他持分に資産の最低70%を投資する。かかる小規模企業の株式時価総額は、代表的な米国の小規模企業の指数における最大の株式時価総額を有する企業の株式時価総額を超えることはない。

ポートフォリオ・マネージャーは、強力な環境および社会パフォーマンスの特性または強力なサステナビリティ・プロファイルを有する投資ユニバースについて企業を特定するために、UBS ESGコンセンサススコアを用いる。かかるUBS ESGコンセンサススコアは、内部および認められた外部プロバイダーからのESGスコアデータの標準加重平均である。プロバイダー1社からのESGスコアデータに依拠する場合よりも、コンセンサススコアのアプローチは、サステナビリティ・プロファイルの質の妥当性を向上させる。UBS ESGコンセンサススコアは、環境、社会およびガバナンス(ESG)に関して、関連する企業のパフォーマンス等持続可能性要因を評価する。かかるESG特性は、企業の業務の主要分野およびESGリスク管理の有効性に関連する。環境および社会要因には、(とりわけ、)環境フットプリントおよび経営効率、環境リスク管理、気候変動、天然資源の使用、汚染・廃棄物管理、雇用基準やサプライチェーンの監理、人的資本、ボード・ダイバーシティ、職業安全衛生、製品安全性ならびに贈収賄および腐敗防止ガイドラインが含まれる可能性がある。サブ・ファンドは、以下のESG特性を促進する。

- サブ・ファンドは、確かな是正措置を講じずに、国連グローバル・コンパクトの原則に違反する企業への直接的な投資を行わない。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークを下回る二酸化炭素排出原単位の絶対値および/または収益100万米ドルの当たり100トン以下の二酸化炭素排出量の絶対値を達成することを目標としている。
- サブ・ファンドは、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを上回るサステナビリティ・プロファイルを有すること、および/または、ベンチマークにおける企業のうち最も優れた50%(UBS ESGコンセンサススコアの順で)の企業を上回るサステナビリティ・プロファイルを有する企業に、資産の最低51%を投資することを目標としている。

算定には現金および無格付投資商品は考慮されない。

サブ・ファンドは、パフォーマンスおよびESG特性を監視するため、またESGおよび投資リスク管理ならびにポートフォリオ構築の目的において、ベンチマークであるRussell 2000グロース(正味配当金再投資)を用いる。ベンチマークは、ESG特性を促進させるよう策定されたものではない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定され、その結果は、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。投資戦略および監視プロセスは、商品の環境的または社会的特性が確実に考慮されるようにする。ポートフォリオ・マネージャーは、ポートフォリオを構築する際に、自らの裁量権を行使することができ、銘柄または組入比率の点においてベンチマークに縛られない。つまり、サブ・ファンドの投資

パフォーマンスは、ベンチマークから乖離することがある。名称に「ヘッジ」を含む受益証券クラスに関しては、ベンチマークの為替ヘッジバージョン(利用可能な場合)が用いられる。

しかし、サブ・ファンドの投資対象は、アメリカ合衆国の小規模企業を代表する指数に含まれる企業の株式やその他持分に限られない。サブ・ファンドは、ファンドの約款および一般的な投資方針や投資制限に従い、その他の資産に投資する場合もある。

基準通貨は、米ドルである。

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国の小規模企業の株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を促進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)

UBSアセット・マネジメントは、本サブ・ファンドをサステナビリティ・フォーカス・ファンドに分類している。本サブ・ファンドは、環境的および社会的特性を促進し、金融サービスセクターにおけるサステナビリティ関連開示に関する規則(EU)2019/2088第8条(1)に該当する。

UBS(Lux)エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)は、その資産の3分の2を、米国に所在するかまたは主として米国で事業を展開するあらゆる規模の会社の株式および持分権に投資する。

(中略)

サブ・ファンドの各投資対象は、UBS ESGコンセンサスコア(1~10の基準で、10が最高のサステナビリティ・プロファイル)を有する。サブ・ファンドの投資対象は、そのベンチマークのサステナビリティ・プロファイルを超える加重平均されたサステナビリティ・プロファイルを有する。算定には現金、デリバティブおよび無格付投資商品は考慮されない。サブ・ファンドのサステナビリティ・プロファイルは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定され、その結果は、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。これは、ESGに対するコミットメントを高め、環境、社会およびガバナンスの側面に関してサブ・ファンドのプラスの特性を促進する効果がある。サブ・ファンドは、ESGリスクが高いかまたは重大なサステナビリティ・プロファイルを有する企業を除外する。また、除外方針のほかに、本サブ・ファンドは、タバコの生産、風俗、兵器、賭博、石炭または石炭火力発電所由来のエネルギーにより主な収益を得る企業への直接的な投資を行わない。

(中略)

典型的な投資家の特性

アクティブ運用されるサブ・ファンドは、米国企業に分散された株式ポートフォリオおよび環境および/または社会的特性を推進するサブ・ファンドに投資することを希望し、かつ、株式に固有のリスクを負う覚悟がある投資家に適している。

(中略)

効果的なポートフォリオ運用の技法に関連するリスク

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針(4)投資制限 5.証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、買い手または売り手として、レポ契約およびリバースレポ契約を締結することができる。レポ契約またはリバースレポ契約の取引相手方が不履行になる場合、サブ・ファンドは、レポ契約またはリバースレポ契約に関連してサブ・ファンドが保有する投資先の証券および/またはその他の担保の売却による手取金が、買戻価格または投資先の証券の評価額(該当がある場合。)を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、レポ契約またはリバースレポ契約の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、またはそれ以外の場合で買戻日

に債務を履行できない場合、サブ・ファンドが損失（証券の金利もしくは元本の損失、およびレポ契約もしくはリバースレポ契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、前記「2 投資方針（4）投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に記載される条件および制限に従い、証券貸付取引を締結することができる。証券貸付取引は、貸付証券が適時に返還されないまたはされ得ないリスクを含む取引相手方リスクを伴う。証券の借主がサブ・ファンドによって貸付された証券を返還しない場合、証券の不正確な価格設定、市況の不利な動き、証券発行体の信用度の低下、証券が取引される市場の流動性の欠如、証券を保有する保管会社の過失もしくは支払不能または（例えば支払不能による）法的契約の解除によるか否かを問わず、受け取った証券が貸付証券の価値よりも低い価値で換金される可能性があるというリスクがあり、これはサブ・ファンドのパフォーマンスに悪影響を及ぼす。証券貸付取引の他方当事者が不履行になる場合、サブ・ファンドは、証券貸付取引に関連してファンドが保有する担保資産の売却による手取金が、貸付対象の証券の評価額を下回る範囲で、損失を被るおそれがある。さらに、証券貸付取引の他方当事者の破産もしくはこれに類する手続き、または合意済の証券の返却が行われない場合には、サブ・ファンドが損失（証券の元利金の損失、ならびに証券貸付契約の遅延および強制執行に関連する費用を含む。）を被るおそれがある。

サブ・ファンドは、該当するサブ・ファンドのリスクの低減（ヘッジ）または追加的な資本もしくは収益の創出のいずれかを目的とする場合にのみ、レポ契約、リバースレポ契約または証券貸付取引を利用する。このような技法を利用する場合、サブ・ファンドは前記「2 投資方針（4）投資制限 5 . 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段」の項に定める規定を常に遵守する。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引の利用により発生するリスクは、詳細に精査され、このようなリスクの低減を目指すために、かかる技法（担保の運用を含む。）が採用される。レポ契約、リバースレポ契約および証券貸付取引は、一般的に、サブ・ファンドの運用実績に重大な影響を及ぼすものではないが、このような技法の利用により、サブ・ファンドの純資産価額に、マイナスかプラスかの一方により、重大な影響を及ぼすことがある。

証券金融取引のエクスポージャー

サブ・ファンドのトータル・リターン・スワップ、レポ契約/リバースレポ契約および証券貸付取引のエクスポージャー（いずれの場合も、純資産価額に対する割合）は、以下のとおりである。

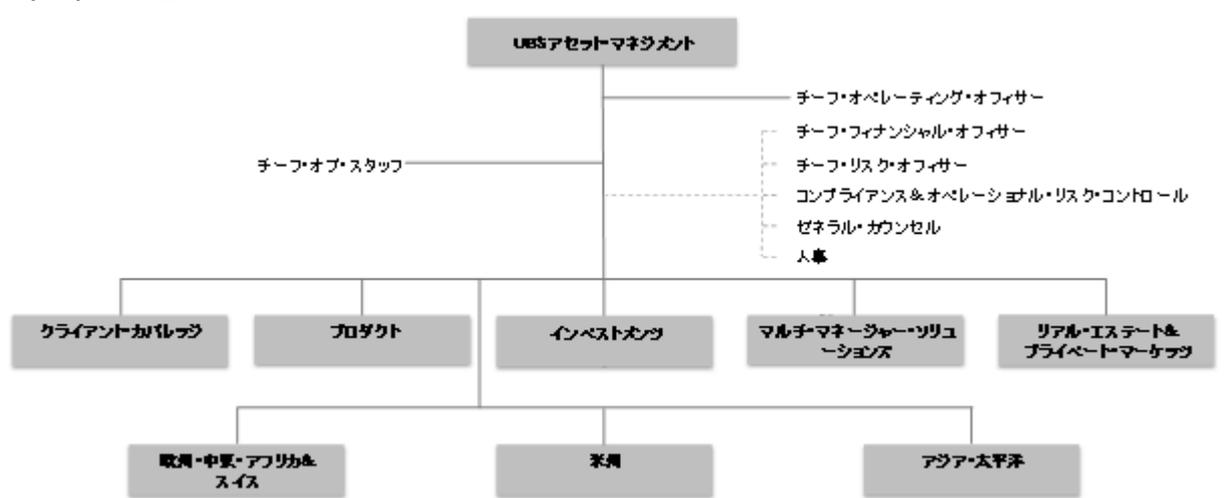
サブ・ファンド	トータル・リターン・スワップ		レポ契約/リバースレポ契約		証券貸付契約	
	予想値	最大値	予想値	最大値	予想値	最大値
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ(米ドル)	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル(ユーロ)	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ(米ドル)	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA(米ドル)	0%	15%	0%	25%	0% - 40%	50%
UBS (Lux) エクイティ・ファンド - USサステナブル(米ドル)	0% - 10%	50%	0%	25%	0% - 40%	50%

(後略)

(3) 運用体制

<訂正前>

() 投資運用体制



2021年3月現在

2020年12月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約880名の運用プロフェッショナルを配している。

() 投資運用方針の決定プロセス

(中略)

(d) スモール・キャップUSA(米ドル)

(中略)

1) 投資案件の発掘

このパートは、綿密なリサーチに関して見込みのある投資案件を発掘するため、定量面と定性面の考察を組み合わせたものである。

定量的評価は以下を含む。

- ・ 会社経営陣との会合
- ・ 業界アナリストとの話合い
- ・ サプライ・チェーンおよび競合他社の分析
- ・ テーマ別影響およびマクロ経済に与える影響の検討

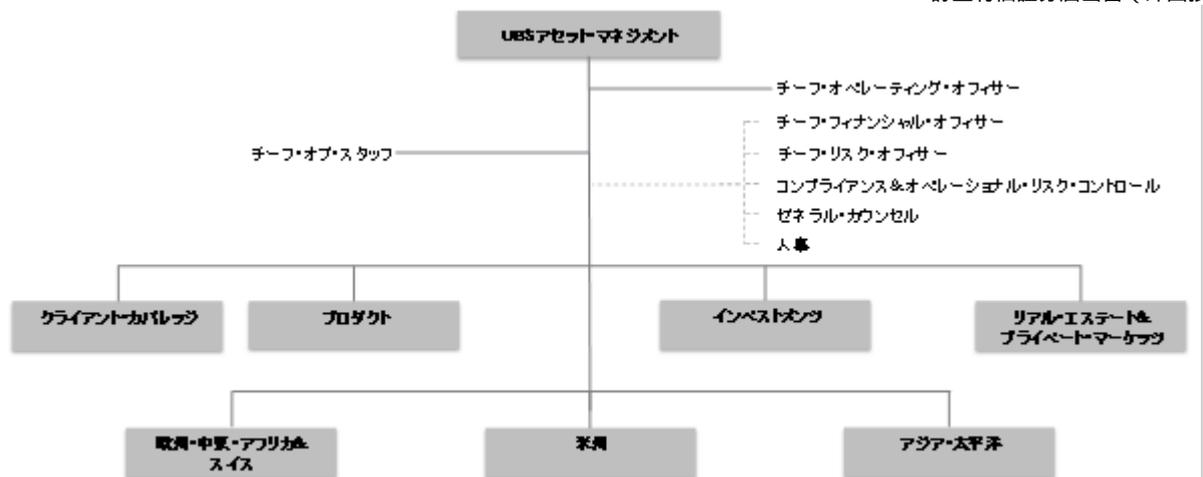
定性的スクリーニングは以下を対象とする。

- ・ 業績および株価モメンタム
- ・ 評価
- ・ 収益の質および収益動向
- ・ 資本の活用

(後略)

<訂正後>

() 投資運用体制



2021年6月現在

2021年3月末現在、UBSアセット・マネジメントは世界各地に約880名の運用プロフェッショナルを配している。

() 投資運用方針の決定プロセス

(中略)

(d) スモール・キャップスUSA (米ドル)

(中略)

1) 投資案件の発掘

このパートは、綿密なリサーチに関して見込みのある投資案件を発掘するため、定量面と定性面の考察を組み合わせたものである。

定性的評価は以下を含む。

- ・ 会社経営陣との会合
- ・ 業界アナリストとの話合い
- ・ サプライ・チェーンおよび競合他社の分析
- ・ テーマ別影響およびマクロ経済に与える影響の検討

定量的スクリーニングは以下を対象とする。

- ・ 業績および株価モメンタム
- ・ 評価
- ・ 収益の質および収益動向
- ・ 資本の活用

(後略)

(5) 投資制限

<訂正前>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および手段(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が、派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限が、2010年法の規定を遵守しなければならない。このような技法および手段の利用が、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

(中略)

証券貸付の分野でファンドに業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで独立機関により見直され、採用される。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する社内規則を作成している。これらの枠組みに関する取決めには、関連する定義、証券貸付取引契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済み取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬およびファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

(中略)

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

(中略)

- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(すなわち、これらの技法を利用しない場合)から大幅に上昇させてはならない。

(後略)

<訂正後>

(前略)

5. 証券および短期金融商品を裏付資産とする特別の技法および手段

ファンドおよびそのサブ・ファンドは、2010年法の条件および制限に従い、C S S Fにより定められる要件に従う効率的なポートフォリオ運用のために、レポ契約、リバースレポ契約、証券貸付契約ならびに/または、有価証券および短期金融商品を裏付資産とするその他の技法および手段(以下「技法」という。)を採用することができる。かかる取引が派生商品の使用に関連する場合には、条件および制限は2010年法の規定を遵守しなければならない。技法は、「証券金融取引のエクスポージャー」の項に記載されるとおり継続的に使用されるが、市況に応じて、停止または証券金融取引のエクスポージャーの軽減が随時決定されることがある。このような技法および手段の利用は、投資家の最善の利益に一致するものでなければならない。

(中略)

証券貸付の分野でファンドに業務を提供しているサービス提供会社は、その業務に対して市場基準に見合う報酬を受領する権利を有する。かかる報酬の金額は、適切な場合、年次ベースで見直され、採用される。現在、独立当事者間の条件による証券貸付取引から受け取る総収益の60%は関連するサブ・ファンドに計上され、総収益の40%は、証券貸付仲介人たるUBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店および証券貸付サービス提供会社たるUBSスイスAGによってコスト/費用として保持される。証券貸付プログラムの運用に係るすべてのコスト/費用は、総収益の証券貸付仲介人の取り分から支払われる。これには、証券貸付活動を通じて生じたすべての直接および間接のコスト/費用が含まれる。UBSヨーロッパSE ルクセンブルグ支店およびUBSスイスAGは、UBSグループの一員である。

さらに、管理会社は、証券貸付に関する社内規則を作成している。これらの枠組みに関する取決めには、関連する定義、証券貸付取引契約管理にかかる原則および基準についての記載、担保の品質、認可済み取引相手方、リスク管理、第三者に支払う報酬およびファンドが受領する報酬に加え、年次報告書および半期報告書に開示される情報を中心とする内容が含まれる。

(中略)

一般的に、以下の要件がレポ契約/リバースレポ契約および証券貸付契約に適用される。

(中略)

- () 効率的なポートフォリオ運用の技法から生じる直接および間接の運営コスト/費用のうち、該当するサブ・ファンドに配分される収益から控除される可能性があるものは、帳簿外収益を含んではならない。このような直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書または半期報告書に記載される事業体に対して支払われ、かかる報告書において、各報酬の金額、および当該事業体が管理会社または保管受託銀行と関連があるかを示すものとする。

一般的に、以下がトータル・リターン・スワップに適用される。

- () トータル・リターン・スワップからの純リターンの100%から直接および間接の運営コスト/費用を差し引いたものがサブ・ファンドに送金される。
- () トータル・リターン・スワップに発生したすべての直接および間接の運営コスト/費用は、ファンドの年次報告書および半期報告書に記載される事業体に支払われる。
- () トータル・リターン・スワップについては費用分割の取決めはない。

ファンドおよびサブ・ファンドは、いかなる状況下でも、これらの取引のために投資目的を逸脱してはならない。同様に、これらの技法の利用により、該当するサブ・ファンドのリスク水準を本来のリスク水準(すなわち、これらの技法を利用しない場合)から大幅に上昇させてはならない。

(後略)

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

<訂正前>

(前略)

(B) ルクセンブルグ

(中略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

(中略)

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

ドイツ投資税法(InvStG)に基づく部分的課税免除

サブ・ファンドの特別な投資方針に定められる投資制限に加え、ファンドのすべてのサブ・ファンドは、ドイツ投資税法に規定される部分的課税免除の適用を受けるため、その関連する純資産価額の51%以上をエクイティ投資対象に投資する(以下「エクイティ投資割当」という。)。

本投資制限の目的上、「エクイティ投資対象」には以下が含まれる。

- 1) 証券取引所での取引が認められているか、または金融商品市場に関する2014年5月15日付欧州議会および理事会指令2014/65/EUの意味の範囲内における「規制ある市場」の基準を満たす他の組織化された市場で取引されているか、もしくは当該市場での取引が認められている会社の株式(預託証券を除く。)。
- 2) () 法人税の課税対象となり、かかる課税の免除の恩恵を受けない欧州連合の加盟国もしくは欧州経済地域の加盟国に本拠地を有するか、または() 他の国に本拠地を有し、15%以上の法人税の課税対象となる、不動産会社以外の会社の株式。
- 3) 譲渡性のある証券を投資対象とする投資信託(UCITS)で、関連する投資条件に記載されるとおり、その価額の51%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(以下「エクイティ・ファンド」という。)の受益証券。この場合、ファンドが保有するエクイティ・ファンドの受益証券の51%がエクイティ投資対象を構成するとみなされる。
- 4) UCITSで、関連する投資条件に記載されるとおり、その価額の25%以上をエクイティ投資対象に継続的に投資するもの(以下「ミックス・ファンド」という。)の受益証券。この場合、ファンドが保有するミックス・ファンドの受益証券の25%がエクイティ投資対象を構成するとみなされる。
- 5) 関連する投資条件においてエクイティ投資比率を開示するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。
- 6) 日次ベースでエクイティ投資比率を開示するエクイティ・ファンドまたはミックス・ファンドの受益証券。

上記(3)、(4)、(5)および(6)項に記載される場合を除き、UCITSの受益証券は、エクイティ投資対象を構成するとはみなされない。

本項の目的上、エクイティ投資比率には、販売目論見書に規定する証券貸付プログラムを通じて貸し付けられるエクイティ投資対象は含まれない。

投資家は、各自の状況に関して有資格の税務専門家にアドバイスを求めるべきである。

D A C 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

(後略)

<訂正後>

(前略)

(B) ルクセンブルグ

(中略)

ストック・コネクトを通じた中国A株への投資

(中略)

ファンドは、ストック・コネクトを通じて中国A株式を売却する場合、中国で適用される0.1%の印紙税を課税される。

2018年ドイツ投資税法に基づく部分的課税免除

管理会社は、以下のサブ・ファンドを運用する際、サブ・ファンドの特別な投資方針に示される投資制限に加え、2018年ドイツ投資税法（InvStG）第20条第（1）項および第（2）項に基づき部分的課税免除に関する条項も考慮する。

投資対象ファンドに投資している場合、サブ・ファンドは、自己のエクイティ参加比率を計算する際に当該対象投資ファンドを考慮に入れる。エクイティ参加比率が少なくとも毎週計算・公表される対象投資ファンドは、そのデータが利用可能な範囲において、同法第2条第（6）項および第（7）項に従い当該エクイティ参加比率が計算に加えられる。

これに基づき、以下のサブ・ファンドは、同法第20条第（1）項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第（6）項に規定される「エクイティ・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の50%以上をエクイティ投資対象（同法第2条第（8）項および関連ガイドラインに定義される。）に継続的に投資する。

- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンド - USサステナブル（米ドル）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ユーロ・カントリーズ・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンド - ヨーロピアン・オポチュニティ・サステナブル（ユーロ）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンド - スモール・キャップスUSA（米ドル）
- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンド - エマージング・マーケット・サステナブル・リーダーズ（米ドル）

以下のサブ・ファンドは、同法第20条第（2）項に基づく部分的課税免除の適用を目的として同法第2条第（7）項に規定される「ミックス・ファンド」の適格要件を満たすため、各資産の25%以上をエクイティ投資対象（同法第2条（8）項および関連ガイドラインに定義される。）に継続的に投資する。

- ・ UBS（Lux）エクイティ・ファンド - グレーター・チャイナ（米ドル）

D A C 6 - 報告対象となるクロスボーダー税務アレンジメントに関する開示要請

(後略)

第2 管理及び運営

1 申込(販売)手続等

<訂正前>

(a) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価」における記載にしたがって決定される。

別途規定されない限り、投資者の出資額の5%を上限とする購入時手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関に支払われることがある。購入時手数料の計算につき異なる方法がとられることがある。

(後略)

<訂正後>

(a) 海外における申込(販売)手続等

サブ・ファンドの受益証券の発行価格は、後記「5 資産管理等の概要、(1)資産の評価」における記載にしたがって決定される。

別途規定されない限り、各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、5%を上限とする購入時手数料が投資額から控除(もしくは追加で徴収)または純資産価格に上乗せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融仲介機関に支払われることがある。

(後略)

3 乗換え手続等

<訂正前>

(a) 海外における乗換え

(中略)

受益者が既存の受益証券の乗換の結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

投資額に係る最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が控除(または追加で徴収)され、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融機関へ支払われる場合がある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等(イ)海外における買戻し手続等」の規定により、買戻し手数料は課されない。

(後略)

<訂正後>

(a) 海外における乗換え

(中略)

受益者が既存の受益証券の乗換えの結果得られる受益証券の口数は、以下の算式により計算される。

$$A = \frac{B \times C \times D}{E}$$

- A 乗換えを行う新サブ・ファンドまたは受益証券クラスの口数。
- B 乗換えが行われる元のサブ・ファンドまたは受益証券クラスの受益証券の口数。
- C 乗換えのために提出される受益証券の純資産価格。
- D 関係するサブ・ファンドまたは受益証券クラス間の外国為替レート。両方のサブ・ファンドまたは受益証券クラスがその勘定において同一の通貨建てである場合、かかる係数は1となる。
- E 乗換えを行う新サブ・ファンドの受益証券または受益証券クラスの純資産価格に税金、手数料その他費用を加算した額。

各々の販売代行会社が事前に投資家に通知する該当する方法に応じて、最大購入時手数料と同額の最大乗換手数料が投資額から控除(もしくは追加で徴収)または純資産価格に上乘せされ、サブ・ファンドの受益証券の販売に関わる販売会社および/または金融仲介機関へ支払われる場合がある。かかる場合、前記「2 買戻し手続等(イ)海外における買戻し手続等」の規定により、買戻し手数料は課されない。

(後略)

4 その他

<訂正前>

受益証券の発行と買戻しに関する条件

(中略)

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS(Lux)エクイティ・ファンドの異なるサブ・ファンドの受益証券に転換する場合にも適用される。つまり、清算のための純資産価格は、注文が行われた時点では分かっていない(将来価格)。かかる価格は、最新の知っている市場価格(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終値)に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「5 資産管理等の概要(1)資産の評価」に記載される。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

(中略)

ベンチマーク規則

販売目論見書に別段の定めがない限り、サブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、販売目論見書の日付において、ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管するベンチマーク管理者登録簿に記載されるベンチマーク管理者により提供される。

ベンチマークがESMAのベンチマーク管理者登録簿および第三国のベンチマーク登録簿に含まれる管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/publication/>で入手可能である。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合に取りべき措置を記した書面による計画(以下「危機管理計画」という。)を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において危機管理計画について無料で相談することができる。

サステナビリティ・プロフィールの測定(サステナビリティ・フォーカス・ファンド)

サステナビリティ・フォーカス・ファンドは、そのベンチマークのプロファイルに照らして測定されるサステナビリティ・プロファイルを有する。関連するUBSのESGコンセンサススコアは、年1回以上、関連する月次のプロファイルから計算され、年次報告書において公表される。

<訂正後>

受益証券の発行と買戻しに関する条件

(中略)

上記は、関連するサブ・ファンドの純資産価格に基づき行われるサブ・ファンドの受益証券をUBS(Lux)エクイティ・ファンドの異なるサブ・ファンドの受益証券に転換する場合にも適用される。つまり、清算のための純資産価格は、注文が行われた時点では分かっていない(将来価格)。かかる価格は、最新の知っている市場価格(すなわち、計算時点で入手可能であることを条件に、入手可能な直近の市場価格または終価)に基づき計算される。適用される個別の評価原則は、後記「5 資産管理等の概要(1)資産の評価」に記載される。

注文の受付を委託された販売会社は、適用法令または規則で別段の定めがある場合を除き、同意書もしくは注文書に基づくか、またはこれと同等の手段による申込注文、買戻注文および/または乗換え注文を要請し、投資者からこれらの注文を受け付けるものとする(電子的手段による注文の受領を含む。)。同意書または注文書と同等の手段を画面として使用するためには、管理会社および/またはUBSアセット・マネジメント・スイス・エイ・ジーがその裁量により事前に書面で同意をする必要がある。

マネー・ロンダリングおよびテロリスト金融の防止

(中略)

ベンチマーク規則

サブ・ファンドがベンチマークとして使用する指数(規則(EU)2016/1011(以下「ベンチマーク規則」という。))に基づき定義される「使用」)は、販売目論見書の日付において、以下のすべてまたはいずれかのベンチマーク管理者が提供する。

()ベンチマーク規則第36条に従ってESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿に記載されているベンチマーク管理者。ベンチマークが管理者およびベンチマークのESMA登録簿に記載されているEUおよび第三国の管理者によって提供されるか否かについての最新情報は、<https://registers.esma.europa.eu/>で入手可能である。

()ベンチマーク規則に規定される第三国のベンチマーク管理者の地位を有しており、かつ、FCAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿(この登録簿は<https://register.fca.org.uk/BenchmarksRegister>で入手可能である。)に記載されている、英国の2019年ベンチマーク(変更および移行規定)(EU離脱)規則(以下「英国ベンチマーク規則」という。)に基づき認可を受けたベンチマーク管理者。

()ベンチマーク規則に基づく移行措置が適用されるため、ベンチマーク規則の下ではESMAが保管する管理者およびベンチマークの登録簿にまだ記載されていないベンチマーク管理者。

ベンチマーク管理者の移行期間およびベンチマーク規則に基づく管理者としての認可または登録の期限は、関係するベンチマークの分類およびベンチマーク管理者の登録地の両方によって決まる。

ベンチマークに重大な変更が生じた場合またはベンチマークが停止された場合、管理会社は、ベンチマーク規則第28条(2)で要求されるとおり、かかる場合にとるべき措置を記した書面による計画(以下「危機管理計画」という。)を有している。受益者は、管理会社の登記上の事務所において危機管理計画について無料で相談することができる。

第1 管理会社の概況

4 利害関係人との取引制限

<訂正前>

利益相反

(中略)

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャーおよび主たる販売会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)。

(後略)

<訂正後>

利益相反

(中略)

管理会社、保管受託銀行、ポートフォリオ・マネジャー、主たる販売会社、証券貸付代行会社および証券貸付業務提供会社は、UBSグループの一員である(以下「関係者」という。)。

(後略)

第2 その他の関係法人の概況

1 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

(前略)

(8) UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2021年6月末日現在、5,000万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。

<訂正後>

(前略)

(8) UBS SuMi TRUSTウェルス・マネジメント株式会社(「代行協会員」および「日本における販売会社」)

資本金の額

2021年8月10日現在、5,165百万円

事業の内容

金融商品取引法に基づき、日本における金融商品取引業者としての業務を行う。